令和5年度鹿嶋市ボランティア活動交付金交付要綱

令和5年鹿嶋市告示第135号

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくりへの市民参加の拡充及び市民活動の活性化を図るため、令和5年度鹿嶋市ボランティア活動交付金(以下「交付金」という。)を交付することに関し、鹿嶋市補助金等交付規則(平成14年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) ボランティア活動 市内における公益的な課題に対して,市民が自主的に取り組む活動で,次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。
 - ア 年間を通じ、かつ、複数年にわたって継続される環境美化活動(市内で一 斉に取り組まれる環境美化運動及び他の補助制度が適用される事業を除く。) であること。
 - イ その他地域の活性化や公益上有益な事業で,市長が認めるものであること。
 - (2) 団体 市内のNPO法人,ボランティア団体,任意団体,公益法人等の活動 団体や事業者をいう。
 - (3) 同一団体 過去に市若しくは他の公共団体又は公益団体が実施するこの要綱 と同様の趣旨の他の助成制度等(以下「市又は他の公共団体等からの助成制度等」という。)に基づき助成を受けた団体(以下「既交付団体」という。)の 構成員が当該団体の構成員の3分の1以上を占める団体又は消滅した既交付団体の権利義務や有形無形の財産を継承した団体をいう。

(交付対象者)

- 第3条 交付金の対象となるものは、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - (1) 市内に主たる事務所及び活動拠点を置き、原則として1年以上活動していること。
 - (2) ボランティア活動の実施に必要な人員を有していること。
 - (3) 団体の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
 - (4) 予算を持つ団体にあっては、適切な会計処理が行われていること。
 - (5) 市税及び国民健康保険税(以下「市税等」という。) に未納がないこと(法 人等にあっては、当該団体及びその代表者に市税等の滞納がないこと。)。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付金を交付しないものとする。
 - (1) 市が事務局を担っている団体

- (2) 宗教的活動を目的とする団体
- (3) 政治的活動を目的とする団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第4条第2項に規定する団体

(交付金の対象経費等)

- 第4条 交付金の区分,交付率,交付限度額及び対象経費は,別表のとおりとする。 (対象外のボランティア活動)
- 第5条 次の各号のいずれかに該当するボランティア活動は,交付金の対象としない ものとする。
 - (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
 - (3) 政治, 宗教又は選挙活動を目的とするもの
 - (4) 市又は他の公共団体等からの助成制度等を受けているもの(同一団体が実施したと認められるものを含む。)
 - (5) 公序良俗に反するもの
 - (6) 施設等の建設又は道路の整備を目的とするもの
 - (7) 地区住民の交流事業等の親睦的なイベントに関するもの
 - (8) 学術的な調査研究事業

(対象期間)

第6条 交付金の対象となるボランティア活動の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(交付金の交付申請)

- 第7条 交付金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、ボランティア活動交付金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和5年6月30日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) ボランティア活動交付金収支予算書(様式第1号その1)
 - (2)団体の概要調書(様式第2号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金の交付決定の通知等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付金を交付することが適当であると認めるときにあってはボランティア活動交付金交付決定通知書(様式第3号)により、交付金を交付することが不適当であると認めるときにあってはボランティア活動交付金交付申請却下通知書(様式第3号その1)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

- 第9条 申請者は、第7条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、速やかにボランティア活動事業計画変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、ボランティア活動交付金交付額変更決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(ボランティア活動の中止等)

- 第10条 申請者は、当該ボランティア活動を中止し、又は廃止するときは、ボランティア活動事業中止(廃止)届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を承認したときは、ボランティア活動交付金交付 決定取消通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、当該ボランティア活動が予定の期間内に完了しないとき、又はその執 行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなけ ればならない。

(交付及び概算払等)

- 第11条 市長は、第8条の規定による交付決定の通知を受けたもの(以下「交付団体」という。)の請求に基づき、当該ボランティア活動が完了した後に交付金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、交付を決定した額の全額について概算払をすることができる。
- 2 前項ただし書の規定により、交付団体が概算払を受けようとするときは、ボランティア活動交付金概算払申請書(様式第8号)を市長に提出するものとする。 (実績報告)
- 第12条 交付団体は、ボランティア活動が完了したときは、ボランティア活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) ボランティア活動交付金実績報告書(様式第9号)
 - (2) ボランティア活動交付金収支決算書(様式第9号その1)
 - (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 概算払を受けた交付団体は、実績報告書を提出する際に、ボランティア活動交付 金概算払精算書(様式第10号)を併せて提出しなければならない。

(交付金の額の確定通知)

第13条 市長は、交付金の額を確定したときは、ボランティア活動交付金確定通知書(様式第11号)により、交付団体に通知するものとする。

(交付金の請求)

第14条 交付団体は,第11条第1項の規定により交付金を請求しようとするときは,ボランティア活動交付金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(実績内容等の公開)

第15条 市長は、ボランティア活動交付金事業の実績内容等を年度終了後2か月を 経過した日から公開することができるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

区分	交付率	対象経費
	交付限度額	
ボランティア活動交付金	10分の10以内 5万円	報償費 旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 使用料及び賃借料 その他事業に要する必要経 費のうち市長が必要と認め るもの (備品は,個別に審査するも のとする。)